

大洲市公式ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大洲市広告事業実施要綱（平成18年要綱第71号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、大洲市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「バナー広告」とは、市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページに直接移動させるものをいう。

2 この要領において「広告主」とは、市ホームページへ広告を掲載する者をいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の規格及び掲載位置)

第4条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 80ピクセル 横 150ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG 又は PNG 形式
- (3) 容量 8キロバイト以下

2 広告枠の位置は、市ホームページのトップページの下部に掲載する。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、広告枠1枠当たり月額10,000円（消費税を含む。）とする。

ただし、月の途中からの掲載については、当該月の掲載日数に応じた日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則1月単位とし、最長1年間とする。ただし、年度を越える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、市長が定める。

(広告掲載枠)

第7条 広告掲載枠は、6枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載の募集方法)

第8条 広告の募集は、市ホームページ及び広報紙等で広告主を公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 市ホームページへ広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、大洲市公式ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、市長が定める期限までに資料を添えて、直接または郵送で申込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、掲載申込みのあった広告が市ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
 - (2) 市内に事業所、営業所、店舗等を有する私企業又は自営業等
 - (3) 前2号に掲げる以外のもの
- 3 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。
- 4 前2項の規定によっても、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。
- 5 市長は、申込者に対し、その決定の内容を大洲市公式ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

（広告掲載料の納付）

第11条 前条の規定により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括前納しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 広告主は、広告原稿（画像データ等）を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告原稿（画像データ等）の提出があったときは、その内容及びリンク先について、大洲市公式ホームページ広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、実施要綱及びこの要領（以下「実施要綱等」という。）に違反していないこと、その他提出された広告原稿（画像データ等）が適当であることを確認するものとする。

3 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿（画像データ等）が適当でないことを認めるときは、広告主に対し広告原稿（画像データ等）又はリンク先の変更を求めるものとする。

（広告内容等の変更）

第13条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中断をすることができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿（画像データ等）の提出がないとき。
- (3) 第12条第3項及び前条の規定による変更を広告主が行わないとき。
- (4) その他市ホームページへの広告掲載が不相当であると判断したとき。

2 市は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとし、既納の広告掲載料は返還しない。

（広告掲載の取り下げ）

第15条 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載の取り下げを行ったときは、納入済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告掲載料を返還する。

3 月の途中で掲載することができなくなった場合における前項の規定による当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 次に掲げる事由により、市が市ホームページの運営を一時停止した場合は、前2項の規定に準じて、その広告掲載料を返還する。ただし、一時停止の期間が1日(24時間)を超えない場合は、広告掲載料を返還しない。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、市ホームページに掲載された広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容についての一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主は、第10条の規定により決定を受けた市ホームページへの広告掲載の権利を他に譲渡してはならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成21年1月5日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年9月3日から施行する。

この要領は、令和2年2月19日から施行する。